

第 1 章

計画の考え方

第 1 節 計画の趣旨

第 2 節 障がいのある人をめぐる現状

第 3 節 計画の理念と施策の体系

第1節 計画の趣旨

1. 計画の背景

《国の動向》

障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法（昭和45年制定・平成5年に現在の法律名に改正）」は、平成16年の障がい者の定義の見直しをはじめ自立と社会参加への支援や差別禁止を盛り込む大幅な改正を経て、平成23年7月、更に抜本的な改正が行われました（※1）。今回の改正では、①障がい者の基本的人権②障がい者の定義として「社会的障壁（※2）」により障がいが生み出されること③社会的障壁の除去にあたって「必要かつ合理的な配慮（※3）」がされなければならないこと④「合理的配慮」を行わないことは差別にあたること、等が明記されました。

また、長年の懸案であった「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月に成立し、更には福祉サービスの内容を定めた「障害者自立支援法（平成17年制定）」を廃止して「障害者総合福祉法（仮称）」を制定するための議論が、現在進められています。

これらの制定・改正は、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」による、国連の「障害者の権利に関する条約（仮称・平成18年採択）」の締結に向けた国内法整備をはじめとする集中的な改革のひとつとなっています。このように、特に平成23年は、障がい者を取り巻く重要な法律が大きく変革する時期となっています。

【関連法等の概要】

- 「発達障害者支援法（平成16年成立）」により、この障がいの定義の明確化と支援体制の構築が図られることとなった。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー新法」（平成18年成立）」により、障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることとなった。また、

※1 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年7月成立）

※2 「社会的障壁」の定義は、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一辺のもの、とされた。

※3 いわゆる「合理的配慮」とは、「障害者権利条約」における概念であり、第2条の定義をもとに解釈すると、「障がいから発生する問題の解決を障がい者個人の自助努力に求めるのではなく、社会的な環境を適切な変更や調整をすることで解決すること。そして、それは過大な負担でない限り、社会に対して当然求められるもの」となる。障がいのない人にあたりまえに保障されている権利を障がい者にも平等に保障する基本的人権の行使である。

バリアフリー（※4）とともにユニバーサルデザイン（※5）をあわせて推進するための「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が平成20年度に決定している。

- 「教育基本法」が全面的に改正され、障がい児についても、その障がいの状態に応じ十分な教育が受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならないとされ、また「学校教育法の一部を改正する法律」により、障がい児に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の養護学校が特別支援学校の制度に転換された。（どちらも平成18年成立）
- 「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」として施行された（平成23年8月）。これにより、新たに障がい者への配慮に関する項目が基本理念として加えられた。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、平成18年の改正により精神障がい者を新たに対象に加えたほか、雇用支援制度の拡充が図られた。また平成21年には、中小企業の障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする改正が行われ、障がいのある人の就業機会の拡大と職業的自立の促進が図られることとなった。

《県の動向》

県では、平成15年3月に障がい者施策の基本となる「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、「ノーマライゼーション（※6）」と「完全参加」を基本理念として施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、福祉的就労に従事している障がい者が、地域で自立した生活を送るに十分な収入の確保をめざして、工賃水準の引き上げを図る「障害者工賃倍増5か年計画」を平成20年3月に策定しています。

その他、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年）」により、障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりのため公共的施設等の整備を行っています。また、他人へのおもいやりに満ちた社会の形成を提唱する「いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成19年）」の基本理念に基づき、平成23年10月より「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を導入し、車いす用駐車スペースが適正に利用されるよう、意識の啓発を図っています。

※4 バリアフリー：人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を除去することを表す言葉で、4つのバリア（物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア）が定義されている。

※5 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力等の違いにかかわらず、はじめからすべての人が使いやすいように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方

※6 ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

《市の取り組み》

平成17年1月に那珂町と瓜連町が合併したことにより「那珂市」が誕生し、平成19年3月には、市制施行後初の「那珂市障害者プラン」が策定されました。この中で、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの数値目標を掲げました。この5年の間、本プランにより進めてきた障がい者施策等について必要な見直しを行いつつも、基本的な理念や目標を継承しながら、更なる障がい福祉の推進を図るために、今回新たな「障がい者プラン」を策定することとなりました。

2. 計画策定の目的

ノーマライゼーションの地域社会の実現や、障がい者の自立と社会参加を支援するための障がい福祉サービスの提供、そして、ライフステージ（※7）に応じたりハビリテーションの理念（※8）に基づく施策の展開のため、本プランを策定します。

3. 計画の位置づけ

本プランにおいては、ひとつには、障害者基本法第11条による「障害者のための施策に関する基本的な計画」を本市の「障がい者計画」として定めています。ふたつには、障害者自立支援法第87条の厚生労働大臣による「基本的な指針」に基づいて定める、同法第88条「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」として「第3期障がい福祉計画」を定めています。

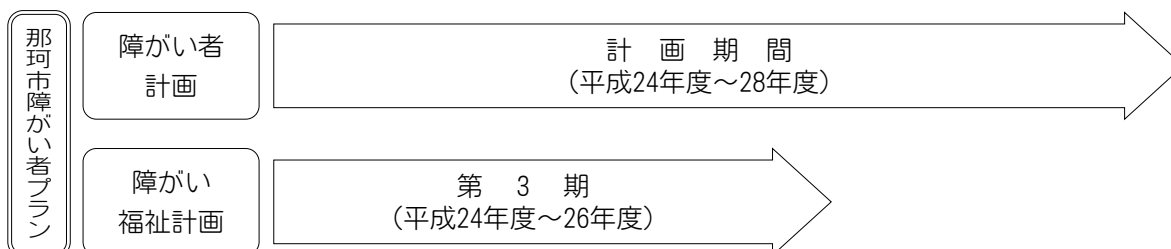
また、本市における行政運営の基本となる「第1次那珂市総合計画」に適合した障がい者施策の基本的な計画として、本プランを位置づけます。

※7 ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期等に区切った、それぞれの段階

※8 「機能訓練」という意味だけでなく、障がい者の全ライフステージにおいて医学的、教育的、職業的、社会的の4つの分野のリハビリテーションを総合的に推進していくという考え方

4. 計画の期間

本プランのうち、「障がい者計画」は平成24年度から平成28年度までの5年間とし、「第3期障がい福祉計画」は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。なお、それぞれの最終年度を次期計画の策定期間とします。



5. 障がいのある人等の計画策定への参加

策定にあたる市障がい者プラン推進委員会の委員を、障がい者団体を含めた福祉関係団体の代表者に委嘱することに加え、策定に先立ち、障がい者及び障がい児に対しアンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメントの実施や、市地域自立支援協議会（※9）に意見を求めるほか、平成21年度に同協議会が行った「障がい者実態調査」の結果を参考にする等、障がい者を含め、広く市民の意見、要望が反映されるように努めました。

★アンケート調査の概要

調査は、郵送方式により平成23年4月20日から5月20日までを回収期間として実施しました。

区 分	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
在 宅 者	938	529	460	49.0%
入所・入院者	82	58	57	69.0%
合 計	1,020	587	517	50.7%

6. 計画の推進

計画策定後は、市の行政評価システム及び市障がい者プラン推進委員会において進捗状況の点検・評価を行うことで、年次的に計画内容の確実な推進を図ります。

※9 地域自立支援協議会：障害者自立支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。「第3期障がい福祉計画」の策定にあたっては、その意見を聴くよう努めることとされている。

7. 基本目標の評価

平成19年策定の「障害者プラン」では、6つの基本目標について、障がい者アンケートによる「満足度」向上のために設定した「めざそう値」の達成度を評価基準としました。また同時に、その評価は次期計画に向けた見直し年度に行うとしており、前計画における基本目標の評価結果は下表のとおりとなりました。今回のプラン策定にあたっては、この結果を踏まえて見直しを行います。

基本目標	主な施策の項目	平成18年 現状値	めざそう値	平成23年 評 価
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	30.6%	40%	37.7%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	43.5%	50%	53.2%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	61.1%	65%	59.2%
	*福祉サービスの利用しやすさ	58.1%	60%	55.0%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成（全体）	43.7%	50%	45.6%
	*障がい児の教育・育成（障がい児）	24.3%	30%	28.6%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	28.9%	30%	30.7%
	*職業訓練・職業能力の開発	30.3%	35%	34.7%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	37.0%	40%	40.0%
	*月に1回程度以上の外出者割合	81.1%	81%	91.1%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報	54.9%	60%	50.5%
	*バリアフリーのまちづくり	33.3%	40%	37.8%
総 合	*身近な人の障がい者「理解度」	64.8%	70%	53.5%
	*まちの「住みよさ度」	65.0%	70%	64.8%

第2節 障がいのある人をめぐる現状

1. 障がいのある人の現状

《市の人口》

本市の人口は、55,949人（平成23年4月1日現在）で、障がい児（※10）に該当する17歳以下の層及び18歳から64歳までの層の人口が、ともに減少傾向にある中、65歳以上の年齢層は増加傾向にあります。

表1-1 人口の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	56,432	56,261	56,110	55,949
0歳～17歳	9,366	9,255	9,131	8,990
18歳～64歳	34,543	34,095	33,722	33,554
65歳以上	12,523	12,911	13,257	13,405

※ 各年4月1日の住民基本台帳登録人口

《障がい者の状況》

身体障害者手帳交付者数は年々増加し、平成23年3月31日現在1,649人（人数は障がい児を含む。以下同じ）で、平成8年度と比較して1.25倍となっています。等級別にみると、1級・2級の重度障がい者が全体の52.3%（863人）を占めており、また、障がい別では肢体不自由と内部障がいで79.4%（1,310人）となっています。また、年齢別でみると65歳以上が64.2%（1,059人）を占め、障がい者における高齢化が顕著に表れています。

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者は、378人で微増傾向にあり、そのうち重度障がい者（㊤及びA）は216人で、57.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳（※11）交付者は181人ですが、精神科に通院して自立支援医療（精神通院医療）制度（※12）を利用している人は623人にのぼり、年々増加しています。

その他、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券（※13）を受給している難病患者はあわせて333人で、微増傾向にあります。

※10 障がい児：身体障がい、知的障がいともに、18歳未満は障がい児（18歳以上は障がい者）

※11 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される。障がい福祉サービスをはじめ各種支援を受けることで自立と社会復帰及び社会参加を促す。

※12 自立支援医療（精神通院医療）制度：精神疾患治療のための通院医療費の90%を保険と公費で負担する制度で、障害者自立支援法に基づく。

※13 一般特定疾患医療受給者証：一般特定疾患治療研究事業（公費負担制度）により難病患者の医療費を助成するもので、対象の56疾患に罹患した者に交付されるもの

小児慢性特定疾患医療受診券：対象の11疾患に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの

表1-2 ア 障がい者数の推移

区 分		平成 8年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成22年度		対8年度 増減数	22年度 ／8年度
						実数	構成比(%)		
身体障がい者計		1,289	1,490	1,550	1,573	1,613	100.0	324	1.25
等級別	1級	432	510	527	519	530	32.9	98	1.23
	2級	250	304	308	304	312	19.3	62	1.25
	3級	197	239	257	268	272	16.9	75	1.38
	4級	185	257	268	294	310	19.2	125	1.68
	5級	140	94	100	98	98	6.1	-42	0.70
	6級	85	86	90	90	91	5.6	6	1.07
種類別	視覚障がい	142	182	191	191	197	12.2	55	1.39
	聴覚・平衡機能障がい	97	105	112	113	116	7.2	19	1.20
	音声・言語・そしゃく 機能障がい	19	19	20	21	22	1.4	3	1.16
	肢体不自由	750	789	817	821	825	51.1	75	1.10
	内部障がい	281	395	410	427	453	28.1	172	1.61
身体障がい児計		26	39	37	39	36	100.0	10	1.38
等級別	1級	11	11	11	13	12	33.3	1	1.09
	2級	10	9	10	10	9	25.0	-1	0.90
	3級	2	9	8	8	10	27.8	8	5.00
	4級	2	5	4	4	3	8.3	1	1.50
	5級	0	1	0	0	0	0.0	0	0.00
	6級	1	4	4	4	2	5.6	1	2.00
種類別	視覚障がい	0	1	0	0	0	0.0	0	0.00
	聴覚・平衡機能障がい	9	8	8	7	4	11.1	-5	0.44
	音声・言語・そしゃく 機能障がい	2	1	0	0	0	0.0	-2	0.00
	肢体不自由	12	20	21	22	23	63.9	11	1.92
	内部障がい	3	9	8	10	9	25.0	6	3.00
知的障がい者計		185	267	281	282	292	100.0	107	1.58
等級別	㊤A	28	56	59	60	61	20.9	33	2.18
	A	76	109	114	112	118	40.4	42	1.55
	B	60	67	68	72	70	24.0	10	1.17
	C	21	35	40	38	43	14.7	22	2.05
知的障がい児計		47	72	79	85	86	100.0	39	1.83
等級別	㊤A	15	15	16	17	16	18.6	1	1.07
	A	13	22	20	24	21	24.4	8	1.62
	B	13	15	16	12	15	17.5	2	1.15
	C	6	20	27	32	34	39.5	28	5.67
精神障害者保健福祉手帳		11	151	161	164	181	100.0	170	16.45
等級別	1級	1	32	26	25	27	14.9	26	27.00
	2級	8	81	94	101	115	63.5	107	14.38
	3級	2	38	41	38	39	21.6	37	19.50
自立支援医療（精神通院）		120	523	539	567	623	—	503	5.19
一般特定疾患医療受給者証交付者		144	233	266	280	287	—	143	1.99
小児慢性特定疾患医療受診券交付者		—	57	47	47	46	—	—	—

注1：数値は、各年度3月末日

注2：身体障がい者は18歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障がい児は18歳未満の身体障害者手帳所持者
知的障がい者は18歳以上の療育手帳所持者、知的障がい児は18歳未満の療育手帳所持者
(出所「身体障害者手帳交付台帳登録数調」、「療育手帳交付状況調」)

表1-2 イ 年齢別の身体障がい者の状況（平成22年度末）

区分	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい	計
18歳未満	0	4	0	23	9	36
18～64歳	55	46	11	308	134	554
65歳以上	142	70	11	517	319	1,059
合計	197	120	22	848	462	1,649

《障がい児の就学状況》

水戸市又はひたちなか市にある養護学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて72人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ35人、36人が在籍して、障がいに応じた指導を受けています。

表1-3 障がい児の就学状況（平成23年5月1日）

区分		小学部		中学部		高等部		訪問教育	
		総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市
身体障がい	水戸養護学校	73	3	53	5	66	2	8	0
	水戸聾学校	28	0	9	1	23	1		
知的障がい	茨城大学教育学部 附属特別支援学校	19	3	17	2	21	0		
	水戸高等養護学校					141	5		
	勝田養護学校	132	24	78	13	138	11	23	2
合計		252	30	157	21	389	19	31	2
区分		総数	うち特別支援学級	総数	うち特別支援学級				
市立小・中学校（16校）		3,055	35	1,441	36				

《雇用の状況》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者（身体障がい者・知的障がい者）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。近年は企業の理解も進んだことで、法定雇用率（※14）の達成度は向上しています。

なお、平成18年の法律改正により、身体及び知的障がい者に加え、精神障がい者が算定対象となりました。

※14 法定雇用率：民間企業（56人以上の規模）は1.8%、地方公共団体（48人以上の規模）は2.1%、教育委員会（50人以上の規模）は2.0%

表1-4 ア 民間企業における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分	企業数	算定基礎 労働者数	障がい者数(実数)			算定上の 障がい者数 ※	実雇用率 (%)	雇用率達成 の企業数	達成企業 の割合(%)	
			身体	知的	精神					
茨 城 県	平成22年度	1,097	222,518	1,930	610	118	3,568.0	1.60	560	51.0
	平成21年度	1,105	213,896	1,814	538	87	3,292.0	1.54	560	50.7
	対前年比(%)	-0.7	4.0	6.4	13.4	35.6	8.4	ポイント 0.06	0.0	ポイント 0.3
ハローワーク 水戸管内	平成22年度	267	67,145	595	129	39	1,078	1.61	121	45.3
	平成21年度	279	62,829	500	106	35	915	1.46	113	40.5
	対前年比(%)	-4.3	6.9	19.0	21.7	11.4	17.8	ポイント 0.15	7.1	ポイント 4.8

※ 重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、また、精神障がいの短時間労働者は0.5人として算定

表1-4 イ 県内市町村における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分	団体数※	算定基礎 労働者数	障がい者数	実雇用率(%)	法定雇用率 達成団体数	
県 内	平成22年度	60	21,268	512.5	2.41	54
	平成21年度	61	21,454	527.5	2.46	58
	対前年比(%)	-1.6	-0.9	-2.8	ポイント -0.05	-4
ハローワーク 水戸管内	平成22年度	11	3,864	87	2.25	10
	平成21年度	11	3,875	90	2.32	10
	対前年比(%)	0.0	-0.3	-3.3	ポイント -0.07	0.0

※ 本庁、教育委員会、企業局

表1-4 ウ 求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の平成22年度実績）

区 分	合 計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他※
登 録 者 数	2,076	1,208	645	210	13
有効求職者数	466	201	135	121	9
紹 介 件 数	2,072	823	487	687	75
就 職 者 数	263	105	71	76	11

※ 発達障がい、難病、高次脳機能障がい

表1-4 エ 県内障がい者就職面接会の実施状況

区 分	開催回数	求 人		求 職	採用決定者数				就職決定 割合
		事業所数	求人数		合 計	身 体	知 的	精 神	
平成22年度	10回	375	763	1,858	194	117	41	36	10.4%
平成21年度	10回	316	602	1,813	180	116	49	15	9.9%
対前年比(%)	0.0	18.7	26.7	2.5	7.8	0.9	-16.3	140.0	0.5ポイント

《障がい年金と各種手当の受給状況》

障がい者の生活の基盤となる経済的支援として、障がい年金と各種手当の制度があります。

表1-5 障がい年金の受給者数

区 分	国民年金	厚生年金
1 級	342	26
2 級	313	85
3 級	—	80
合 計	655	191

※ 平成23年3月31日

表1-6 各種手当の受給者数

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特 別 障 が い 者 手 当	36	33	36
障 が い 児 福 祉 手 当	23	23	24
特 別 児 童 扶 養 手 当	73	75	85
在宅心身障がい者(児)福祉手当	131	132	159

2. 障がい者のための施策の現状

《障がい福祉サービスの状況》

平成18年度より、障害者自立支援法に基づき福祉サービスを提供しています。この法律は、障がいのある人が、住みなれた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ（※15）」と提唱しています。このため、身体介護や家事援助等の居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

※15 「地域」には、在宅のほかグループホームやケアホームでの生活も含まれる。

表2-1 在宅サービスの推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	伸び率 H22/H20	
自立支援給付 ※各年10月の実績	訪問系サービス (居宅介護、 重度訪問介護)	身体障がい者	12	12	20	1.67
		知的障がい者	6	5	6	1.00
		精神障がい者	7	12	15	2.14
		障がい児	3	0	0	—
		計	28	29	41	1.46
	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、 就労移行支援、 就労継続支援、 児童デイサービス、 短期入所)	身体障がい者	19	25	33	1.74
		知的障がい者	38	71	116	3.05
		精神障がい者	14	43	50	3.57
		障がい児	23	28	49	2.13
		計	94	167	248	2.64
地域生活支援事業 ※各年度末の実績	移動支援事業	身体障がい者	9	8	10	1.11
		知的障がい者	10	9	9	0.90
		精神障がい者	2	3	8	4.00
		障がい児	4	11	10	2.50
		計	25	31	37	1.48
	日中一時支援 事業	身体障がい者	1	0	1	1.00
		知的障がい者	6	9	5	0.83
		精神障がい者	2	0	0	—
		障がい児	44	42	49	1.11
		計	53	51	55	1.04
	地域活動支援 センター	身体障がい者	15	14	13	0.87
		知的障がい者	20	21	20	1.00
		精神障がい者	33	33	46	1.39
		計	68	68	79	1.16

表2-2 施設入所者と地域で生活する者の推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所者	施設入所支援	17	31	64
	旧法入所	65	40	10
	計	82	71	74
地域生活者	ケアホーム	9	13	17
	グループホーム	4	4	9
	計	13	17	26

《保健事業の状況》

母子保健事業では、乳児・幼児を対象に健康診査を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、子どもの障がいや早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

また、成人保健事業では、40歳から74歳の国保加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

2-3 母子保健事業

事業名		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回(3~6か月)	521人	341人	550人	359人	448人	366人
	乳児第2回(9~11か月)	532人	294人	577人	267人	467人	283人
	1歳6か月	474人	405人	419人	382人	427人	393人
	3歳児	390人	319人	479人	418人	463人	411人
訪問指導	乳児訪問	249人	237回	234人	248回	416人※1	392回
	幼児訪問	31人	31回	18人	28回	36人	36回
乳児健康相談(数値は延べ人数)		1,705人	1,252人	1,635人	1,174人	1,199人※2	984人
保育育成指導※3	親子通級教室	58組(延べ270組)		58組(延べ284組)		63組(延べ232組)	
	心理相談員相談	31組(延べ42組)		64組(延べ79組)		64組(延べ76組)	

※1 平成22年度より訪問指導の対象を、乳児のいる全戸とした。

※2 平成22年度より10か月乳児健康相談が廃止

※3 保育育成指導では、健康診査で発達に遅れがみられるため、指導が必要な親子に対して指導を実施

2-4 ア 特定健康診査事業

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者 (40~74歳の国民健康保険加入者)	10,050	10,056	10,081
受診者	4,086	3,749	4,129
受診率	40.7%	37.3%	41.0%

2-4 イ 特定健康診査後の保健指導

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
① 特定保健指導	② 積極的支援	229	53	151	60	199	56
	③ 動機づけ支援	510	198	418	226	420	159
④ 特定保健指導以外の保健指導		233	81	405	161	546	163

① 特定保健指導：市国民健康保険事業の特定健診の結果により、内臓脂肪型肥満の者に対し生活習慣を改善するために行う保健指導

② 積極的支援：生活習慣改善のための支援を3か月以上継続して行う。

③ 動機づけ支援：生活習慣改善のための支援を行う(1回)。

④ 特定保健指導以外の保健指導：①に該当しないが、保健指導の必要がある者に対して行うもの

《バリアフリー整備の状況》

庁舎をはじめ市の公共施設については、おおむね障がい者に配慮したつくりとなっています。また、道路については、市役所前、図書館前、上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックが設置（総延長1,983m）されています。

整備にあたっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の定めに従うとともに、「第1次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

表2-5 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用駐車場	障がい者トイレ (※オストメイト併設)	点字ブロック	スロープ	エレベーター	バリアフリー対応住宅 (※障がい者対応住宅)
市役所本庁舎	●	●(※)	●	●	●	
瓜連支所	●	●	●	●		
図書館	●	●(※)	●	●	●	
中央公民館	●	●	●	●		
コミュニティセンター (総合センター・ら・ぼ-る、よしの、よこほり、ごたい)	●	● (※うち2か所)	●	●	●	
地区交流センター(注1)	5か所	5か所 (※うち2か所)	4か所	4か所	1か所	
総合保健福祉センター	●	●	●	●	●	
那珂聖苑	●	●				
小学校(11校)		5校 (※うち1校)		7校	2校	
中学校(5校)		2校		3校	1校	
都市公園(総合公園を含む13か所)	1か所	3か所	2か所	2か所		
その他公園(注2)		2か所		1か所		
歴史民俗資料館		●				
市営住宅(総戸数280戸)						121戸(※2戸)

注1 地区交流センター全8か所のうちコミュニティセンター4か所は重複してカウント

注2 一の関溜池親水公園、静峰ふるさと公園

《防 災》

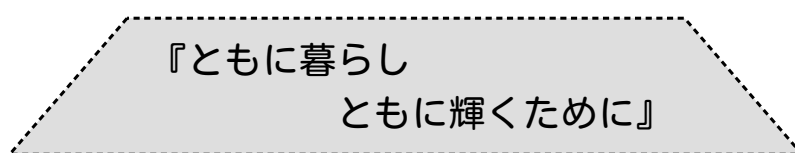
本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。また、「那珂市災害時要援護者支援制度」により、障がい者等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。更にこの制度は、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと事業」と緊密に連携しています。

平成23年3月11日の東日本大震災は、これらの制度づくりを段階的に進めている最中での被災となりました。市民の防災意識や地域における互助意識を高め、また、災害時の支援体制を確立するため、今後に向けた大きな教訓とします。

第3節 計画の理念と施策の体系

1. 計画の理念

本プランの理念を定めるにあたっては、「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有（※16）するかけがえのない個人として尊重される」とする障害者基本法の理念を根底とし、あたたかい福祉施策の充実による“「一人ひとりが輝くまち」、
「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現”を念頭におきながら、前プランの理念を継承することとしました。



このスローガンのもと、本プランの理念として、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画することのできる共生社会（※17）の実現をめざすこととします。

2. 基本視点

計画の理念を実現するために、各種の施策が統一された目標に向かっていけるよう、次の3つの基本視点を設定します。

基本視点1 分野を横断する総合的な支援

保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・まちづくり等、地域で生活するうえで密接な関わりのある事業については、各部署における事業の推進が“障がい者施策”に結びつくという共通認識のもと、分野を横断した連携により施策を実施します。

基本視点2 ライフステージに応じた統一的な支援

誕生から学校入学、思春期、そして自立の成人期を経て高齢となるまで、生涯をとおして一貫した支援と、あわせてライフステージに応じて必要となる施策を実施します。

基本視点3 バリアフリーの推進と共生社会の実現

障がい者のための施策は、誰もが住みよい地域社会の実現に結びつきます。障がいのある人の自立と社会参加をはばむ、物理的・制度的・心理的・情報の“4つのバリア”の解消とともに、人と人がお互いを尊重し、対等につながる共生社会の実現をめざして施策を実施します。

※16 享有：生まれつき備わっていること

※17 共生社会：多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支えあっても生きていく社会

3. 計画の基本目標と施策

計画の理念という“頂上”をめざし、基本視点を“道案内”として各種の施策を進めるうえで、“道標”となる6つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標

- 基本目標 1 保健・医療の充実（安心して健康な生活を送る）
- 基本目標 2 地域生活支援の充実（自立と地域生活を総合的に支援する）
- 基本目標 3 教育・育成の推進（明るく希望に満ちてどの子ども輝く）
- 基本目標 4 雇用・就労の支援（いきいきと働くことができる職場の確保）
- 基本目標 5 社会参加の促進（誰もが生きがい感をもって社会参加）
- 基本目標 6 住みよいまちづくり（ともに暮らす住みよいまちづくり）

(2) 施策の方向

6つの基本目標を達成するため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて体系化を図ります。

(3) 基本事業及び重点事業

障がい者施策を実施するための基本的な事業の中から、更に生涯をとおして総合的に支援するため、ライフステージごとに重点事業を設定します。

4. 施策の体系（一覧表）

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	基本事業	
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する 総合的な支援	1 保健・医療の充実	健康づくり・障がい予防の推進	健康診査事業（母子保健） 乳児家庭全戸訪問事業 乳児保健指導事業 乳幼児育成指導事業 成人保健健康診査事業 成人保健指導事業 就園及び就学時健康診断 地域支援事業・介護予防事業	
			こころの病の予防・支援対策の推進	こころの相談事業 うつ病等広報・啓発 スクールカウンセラー配置	
			地域リハビリテーションの充実	自立支援医療 重度障がい者（児）の医療費助成 特定疾病医療費助成 地域リハビリテーションの連携促進	
		2 ライフステージに 応じた統一的な支援	2 地域生活支援の充実	障がい福祉サービスの円滑な推進	障がい程度区分認定審査会の運営 障がい程度区分の認定・サービス支給決定 地域自立支援協議会の運営 障がい福祉サービス事業者の資質向上 利用者保護促進事業
				障がい福祉サービスの基盤整備	障がい福祉サービスの給付 障がい福祉サービスの供給確保
				地域生活支援の充実	相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 訪問入浴サービス事業 奉仕員養成研修事業 自動車運転免許取得費・改造費助成事業 日中一時支援事業
	3 バリアフリーの推進 と共生社会の実現		2 地域生活支援の充実	在宅サービスの基盤整備	障がい者手帳の交付 タクシー利用助成事業 福祉有償運送運営協議会の運営 障がい者相談員事業 日常生活自立支援事業 配食サービス事業 紙おむつ等購入費助成事業 障がい者対象公営住宅の整備 難病患者等支援事業 専門職マンパワーの確保
				生活安定・経済的自立の支援	障がい基礎年金の支給 特別障がい給付金の支給 特別児童扶養手当の支給 特別障がい者手当の支給 障がい児福祉手当の支給 経過的福祉手当の支給 在宅障がい者（児）福祉手当の支給 難病患者福祉手当の支給 心身障がい者扶養共済制度 外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給 生活福祉資金の貸付 税や各種割引・減免制度の周知

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	基本事業
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する 総合的な支援	3 教育・育成の推進	障がい児の育成支援	障がい児保育（保育所・幼稚園） 家庭児童相談事業 就園及び就学時健康診断（再掲） 就学指導の実施 障がい児支援体制の構築 障がい児通所支援の充実 児童虐待の防止
			特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターの配置 障がい児学習指導員の配置 スクールカウンセラー配置（再掲） 通級指導の実施 特別支援学級 教職員等研修の実施 福祉教育・交流教育の実施 学校施設のバリアフリー化
		4 就労の支援・雇用の拡大	雇用・就労の場の拡大	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進 就労支援ネットワークの活用
			職業リハビリテーションの充実	障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進
	2 ライフステージに応じた統一的な支援	5 社会参加の促進	文化・スポーツ活動等の振興	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツ大会等への参加促進 芸術・文化活動への参加促進 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発 障がい者の読書環境の充実 障がい児の参加する生涯学習事業 障がい者交流事業
			情報提供・コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援事業（再掲） 奉仕員養成研修事業（再掲） 情報のバリアフリー化の推進
		選挙における投票行動の促進	選挙情報の提供 郵便等投票制度の周知・啓発 投票所のバリアフリー化	
		3 バリアフリーの推進 と共生社会の実現	6 住みよいまちづくり	バリアフリーの生活環境整備
	災害時支援・防犯対策の推進			地域防災計画の推進 災害時要援護者支援体制の構築 緊急時の情報配信の徹底 消費者被害の防犯対策の推進
	地域支援体制の整備			社会福祉協議会との連携 障がい者の虐待防止 ボランティア活動の振興 障がい者団体等活動支援
	障がいのある人についての理解の促進			福祉教育・交流教育の実施（再掲） 障がい者理解についての啓発・広報の推進